

岐阜県水産研究所における科学研究費助成事業の 不正使用に係る調査等に関する取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、岐阜県水産研究所における科学研究費助成事業（以下「科研費」という。）の不正使用又は不正使用の疑いが生じた場合の調査等に関し必要な事項を以下のとおり定める。

(定義)

第2条 この規程において「研究者等」とは、当所職員等で科研費の運営及び管理に関わるすべての者をいう。

2 この規程において「不正使用」とは、架空請求に係る業者への預け金、実体を伴わない旅費、給与又は謝金の請求等、虚偽の書類によって当所の規程及び法令等に違反した科研費の使用をいう。

(不正使用に関する通報)

第3条 科研費の不正使用（不正使用の疑いを含む。）に関する研究所内外からの通報に適切に対応するため、当所に通報窓口を置く。通報窓口担当者は管理調整係長とする。

(報告等)

第4条 通報があった場合、管理調整係長は速やかに最高管理責任者及び農政部農政課長に速やかにその旨を報告しなければならない。

(調査)

第5条 研究活動において不正行為の疑いがある場合の調査、審理及び判定は、「農政部における研究活動に係る不正行為の防止等に関する規程（平成27年3月27日 農政第1058号 農政課長通知）」第4条に基づき農政部農政課に設置される研究活動に係る不正行為に関する重要事項を審議する不正行為調査等委員会に委ねる。

(配分機関への報告等)

第6条 通報窓口から報告があった場合、通報窓口が通報を受けた日から30日以内に、当該調査の可否を配分機関に報告する。

2 調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議する。

3 通報を受けた日から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出する。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出する。

4 調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告する。

5 配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出する。

(調査対象研究者等の科研費の使用停止)

第7条 最高管理責任者は、必要に応じて、調査対象研究者等に対し科研費の使用停止を命ずることができる。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。